

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福井大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,122	千円 11,868	千円 4,230	千円 24 (通勤手当)			
A理事	千円 14,012	千円 10,056	千円 3,584	千円 348 (単身赴任手当) 24 (通勤手当)			
B理事	千円 13,705	千円 10,056	千円 3,584	千円 65 (通勤手当)			
C理事	千円 13,686	千円 10,056	千円 3,584	千円 46 (通勤手当)			*
D理事 (非常勤)	千円 899	千円 888	千円	千円 11 (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	千円 897	千円 888	千円	千円 9 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	千円 888	千円	千円	千円 ()			※
A監事	千円 11,849	千円 8,688	千円 3,096	千円 65 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 891	千円 888	千円	千円 3 (通勤手当)			

注:「前職」欄の「*」は退職公務員,「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者無し	
理事	千円	年	月			該当者無し	
監事	千円 4,344	年 4	月 0	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間における業績を勘案し、増減なしと決定した。	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇給	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・附属学校教員の給与見直しに伴う義務教育等教員特別手当及び本給の調整額の減額
(施行日:平成23年4月1日)
- ・平成23年4月1日において43歳に満たない職員の号給を1号給上位とする
(施行日:平成23年4月1日)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1280	43.2	6,179	4,622	54	1,557
事務・技術	260	46.4	5,618	4,206	73	1,412
教育職種 (大学教員)	469	48.6	8,115	6,036	46	2,079
医療職種 (病院看護師)	370	34.9	4,457	3,361	52	1,096
技能・労務職種	23	50.1	5,188	3,909	78	1,279
教育職種 (附属高校教員)	25	47.5	7,090	5,326	60	1,764
教育職種 (附属義務教育学校教員)	32	43.6	6,639	4,998	48	1,641
医療職種 (病院医療技術職員)	101	37.8	4,799	3,615	53	1,184

<常勤職員について>

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

任期付職員	16	43.1	5,825	4,423	60	1,402
事務・技術 (特命職員)	5	37.9	3,734	2,886	40	848
教育職種 (特命教員)	10	43.3	6,442	4,871	70	1,571
教育職種 (特任教授)	1					

<任期付職員について>

注1:任期付職員については、すべて年俸制適用者である。

注2:教育職種(特任教授)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

<在外職員・再任用職員について>

在外職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

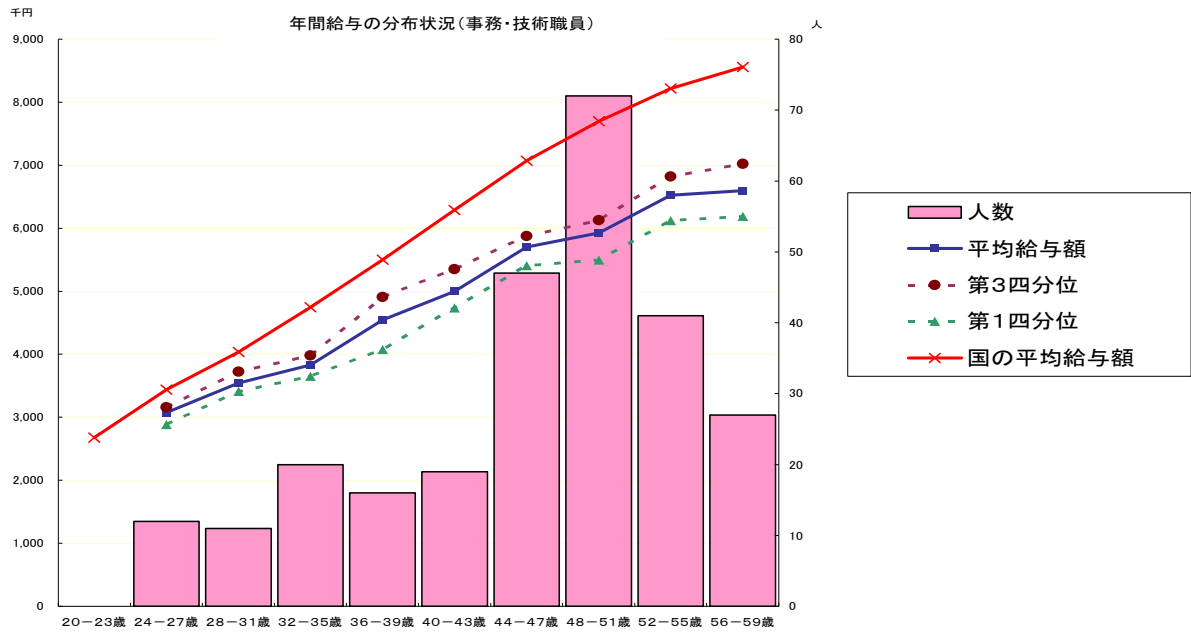
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	74	33.7	3,285	2,975	37	310
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	48.4	3,112	2,394	89	718
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	49	27.7	3,014	3,014	19	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	45.4	4,503	3,383	65	1,120
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

<非常勤職員について>

注1:教育職種(大学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



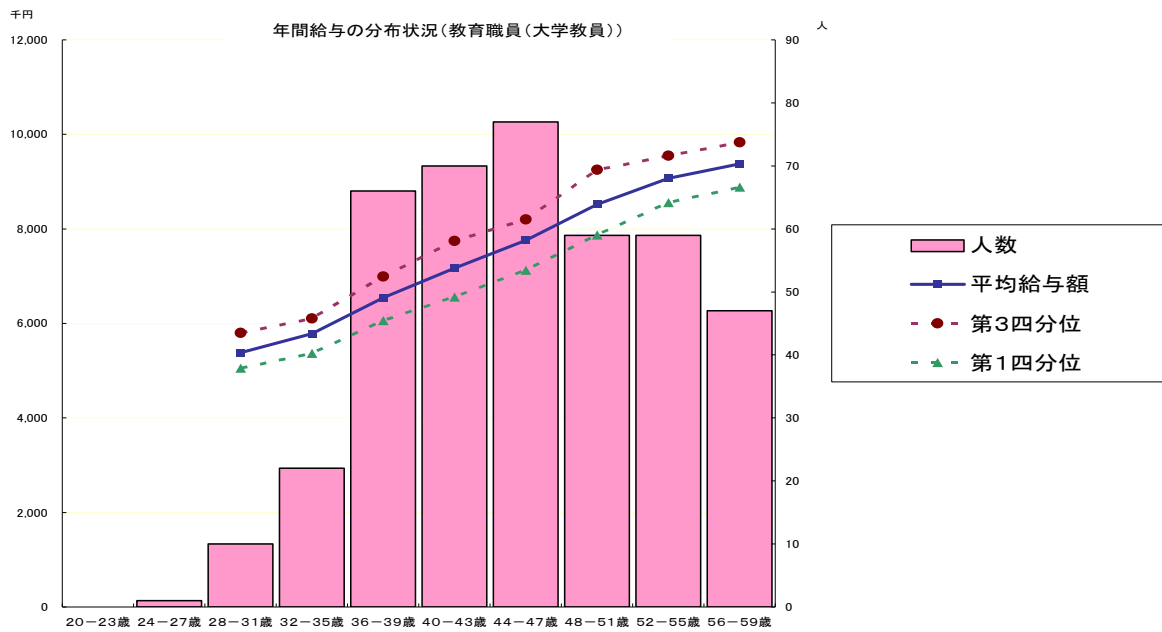
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	1		-			-
課長	16	55.0	7,041	7,566	7,967	
課長補佐	31	53.4	6,360	6,550	6,749	
係長	115	49.8	5,592	5,899	6,164	
主任	54	43.1	4,719	5,005	5,439	
係員	43	32.9	3,276	3,695	3,979	

注1:部長の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

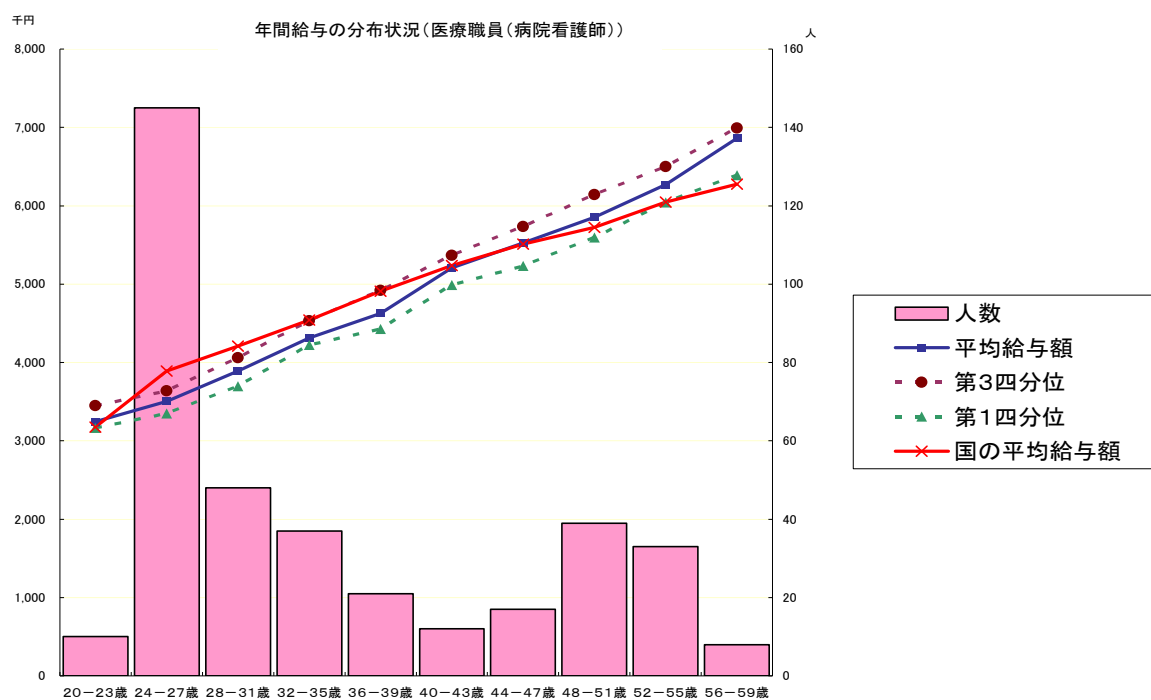
注2:「課長」には, 課長相当職である「室長」を, 「課長補佐」には, 課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。



注:年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	174	55.8	9,165	9,652	10,163
准教授	137	46.0	7,494	7,855	8,345
講師	56	45.8	6,704	7,206	7,648
助教	95	41.0	5,827	6,182	6,671
助手	7	48.2	4,870	5,421	5,816



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		-	-		-	-
副看護部長	3	56.5	-	-	6,937	-	-
看護師長	27	52.4	6,270	6,420	6,420	6,706	6,706
副看護師長	54	47.1	5,400	5,730	5,730	6,045	6,045
看護師	285	30.7	3,407	3,922	3,922	4,227	4,227

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	260人	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%	1人 (0.4%)	6人 (2.3%)	18人 (6.9%)	56人 (21.5%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	59歳 } 46歳	59歳 } 52歳	59歳 } 46歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,384千円 } 5,516千円	6,139千円 } 4,768千円	5,249千円 } 4,303千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	8,501千円 } 7,397千円	8,055千円 } 6,467千円	7,217千円 } 5,784千円

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	131人 (50.4%)	38人 (14.6%)	10人 (3.8%)
年齢(最高～最低)	59歳 } 35歳	56歳 } 27歳	26歳 } 24歳
所定内給与年額(最高～最低)	4,676千円 } 2,990千円	3,631千円 } 2,391千円	2,693千円 } 2,170千円
年間給与額(最高～最低)	6,228千円 } 4,028千円	4,807千円 } 3,159千円	3,559千円 } 2,866千円

注:7級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

任期付職員(年俸制)(事務・技術職員)

区分	
標準的な職位	特命職員
人員 (割合)	人 5 (100.0%)
年齢(最高 ～最低)	歳 46 } 26
所定内給与年額(最高 ～最低)	千円 3,364 } 2,186
年間給与額(最高 ～最低)	千円 4,368 } 2,832

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	人 469	人 1 (0.2%)	人 173 (36.9%)	人 137 (29.2%)	人 56 (11.9%)	人 96 (20.5%)	人 6 (1.3%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳 64 } 38	歳 63 } 31	歳 63 } 31	歳 63 } 27	歳 57 } 35
所定内給与年額(最高 ～最低)		千円	千円 9,243 } 5,262	千円 7,188 } 4,282	千円 6,459 } 4,295	千円 5,714 } 2,890	千円 4,365 } 3,316
年間給与額(最高 ～最低)		千円	千円 12,724 } 7,123	千円 9,524 } 5,794	千円 8,461 } 5,737	千円 7,402 } 3,819	千円 5,816 } 4,387

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

任期付職員(年俸制)(教育職員)

区分	
標準的な職位	特命教員 特任教授
人員 (割合)	人 11 (100.0%)
年齢(最高 ～最低)	70 } 29
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円 7,587 } 3,828
年間給与 額(最高～ 最低)	千円 10,059 } 5,052

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	人 370	人 該当者なし ()%	人 1 (0.3%)	人 3 (0.8%)	人 27 (7.3%)	人 54 (14.6%)	人 285 (77.0%)	人 該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳 59 } 54	歳 59 } 44	歳 53 } 32	歳 56 } 22	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円 5,207 } 4,819	千円 5,081 } 3,971	千円 4,809 } 3,260	千円 4,582 } 2,292	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円	千円 7,164 } 6,625	千円 6,991 } 5,451	千円 6,412 } 4,419	千円 6,107 } 3,045	千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.9%	67.1%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1%	32.9%	34.5%
	最高～最低	45.2～33.0%	41.8～30.5%	43.4～31.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.4%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	32.6%	34.1%
	最高～最低	42.2～32.0%	39.4～29.1%	38.9～31.0%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3%	66.9%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7%	33.1%	34.4%
	最高～最低	41.4～32.9%	38.6～30.4%	38.0～31.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	67.6%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	32.4%	33.8%
	最高～最低	41.5～32.5%	39.4～28.7%	38.3～31.2%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9%	66.7%	65.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1%	33.3%	34.6%
	最高～最低	42.2～31.9%	39.4～30.1%	38.8～31.4%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

79.2

対他の国立大学法人等

92.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.2

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

96.0

対他の国立大学法人等

95.6

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 79.2		
	参考	地域勘案	85.8
		学歴勘案	79.9
		地域・学歴勘案	85.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.3% (国からの財政支出額 10,466百万円, 支出予算の総額 29,629百万円 :平成23年度予算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は, 国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成23年度の対国家公務員の比較指数は79.2であり, 給与水準は適切なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから, 給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し, 適正な給与水準の維持に努めることとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 96.0		
	参考	地域勘案	98.2
		学歴勘案	94.0
		地域・学歴勘案	98.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.3% (国からの財政支出額 10,466百万円, 支出予算の総額 29,629百万円 :平成23年度予算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は, 国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成23年度の対国家公務員の比較指数は96.0であり, 給与水準は適切なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから, 給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し, 適正な給与水準の維持に努めることとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.0

○比較対象職員の状況

・事務・技術

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の260人及び年俸制適用者に係る①表(同)の任期付職員欄の5人 計 265人
265人の平均年齢46.2歳, 平均年間給与額5,582千円

・教育職種(大学教員)

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の469人及び年俸制適用者に係る①表(同)の任期付職員欄の11人 計 480人
480人の平均年齢48.6歳, 平均年間給与額8,084千円

注:上記比較指標は, 法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に, 平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお, 平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	8,963,160	9,024,527	△ 61,367	(△ 0.7)	△ 61,367	(△ 0.7)
退職手当支給額 (B)	864,674	621,657	243,017	(39.1)	243,017	(39.1)
非常勤役職員等給与 (C)	3,357,242	2,957,818	399,424	(13.5)	399,424	(13.5)
福利厚生費 (D)	1,567,838	1,465,181	102,657	(7.0)	102,657	(7.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	14,752,914	14,069,183	683,731	(4.9)	683,731	(4.9)

注1:「非常勤役職員等給与」においては, 寄附金, 受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため, 財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は, 国の常勤職員に相当する, 法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 「給与、報酬等支給総額」, 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

- (1) 「給与、報酬等支給総額」(前年度比△0.7%)
前年度に引き続き人員削減を行ったことにより、0.7%の減額となった。
- (2) 「最広義人件費」(前年度比4.9%)
職員の定年退職者の増に伴う退職手当支給額の増加による。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策は、次のとおりである。

- (1) 教職員定員の管理について、全学的な視点から最適な定員配置を決定する。
- (2) 定員管理は、役員会での検討を経て、学長が決定する。
- (3) 教員、職員等の定員区分に捕らわれず、必要に応じ定員を計画的・効果的に設定する。
- (4) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続する。

なお、人件費削減の取組の進捗状況は、下表のとおりである。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,353,002	9,903,846	9,656,280	9,492,222	9,499,240	9,024,527	8,963,160
人件費削減率 (%)		△ 4.3	△ 6.7	△ 8.3	△ 8.2	△ 12.8	△ 13.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.3	△ 7.4	△ 9.0	△ 6.5	△ 9.6	△ 10.0

注: 1. 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%, 0%, ▲2.4%, ▲1.5%, ▲0.23%である。

2. (上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲10.0%という数値であるが、人勤部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲10.2%という数値になる。

3. 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

【役員】

- ・平成24年6月から実施

【職員】

- ・平成24年6月から実施